

## 鹿角市告示第11号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則第114条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

### ○随意契約する内容（契約前公表）

(1) 契約に係る役務の名称、数量等	役務名称：鹿角市庁舎敷地内環境整備（軽作業）業務 委託期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日
(2) 契約の相手方に必要な資格	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであること
(3) 契約の相手方の決定方法	契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の範囲内であるか確認し、契約する。
(4) 見積書の提出方法	提出期限：令和3年3月19日（金）17時15分 提出先：総務部総務課行政班

令和3年3月5日

鹿角市長 児玉一